

**消費生活相談窓口の
電話番号変更について**

市では、専門の相談員さんによる消費生活相談窓口を開設していますが、このたび消費生活相談の専用電話を設置しました。消費生活全般について、ご相談がありましたらお気軽にお電話ください。

相談専用電話

0285(48)5521

相談日時

毎週水・金曜日(祝日および年末年始を除く)

午前9時30分～午後0時

午後1時～午後3時30分

窓口の場所

産業振興課商工観光係

(南河内庁舎：下野市田中

6811)

天平の芋煮会

ボランティアの募集

11月5日(日)に開催する芋煮会において、係員として協力いただける、ボランティアを募集します。

前日の野菜の下拵えや、当日の配膳・運搬・駐車場係等の手伝いをしていただきます。個人・団体は問いませんが、参加していただける方は、9月19日

(火)までに産業振興課へ申し込みください。

お問い合わせ先

産業振興課

☎(48)2112

高齢者無料奉仕治療

小山鍼灸マツサジ指圧師会では、高齢者の方を対象に次のとおり無料奉仕治療を行います。

日時

10月15日(日)

午前10時～午後3時

場所

保健福祉センターゆうゆう館

対象者

市内在住の65歳以上の方

定員

申し込み先着50名

(定員になり次第申込終了)

申し込み・問い合わせ先

高齢福祉課高齢福祉係

☎(52)1115

**石橋児童館ふれあい広場
(親子教室)のお知らせ**

石橋児童館では親子教室「ふれあい広場」を実施しています。まだ定員まで若干の余裕がありますので、参加を希望される方は、直接石橋児童館に申し込みください。

今後の実施予定日

9月5日(火)・15日(金)・

19日(火)、10月3日(火)・13日

(金)・17日(火)

場所 石橋児童館

内容

親子体操、リズム遊び、エ

ブロンシアターなど

対象

1歳以上の親子(祖父母も可)

問い合わせ先

石橋児童館

☎(52)1129

国分寺公民館からのお礼

広報しもつけ7月号で「おんぶ用のひもまたはネット、おもちゃ、絵本」などの寄付をお願いしたところ、たくさんの方からご協力をいただきました。他にも、ぬいぐるみ、布団、カーペット、いす、ベビーカーなど、心のこもった品をお届けいただき感謝です。

早速、子育て中の方を対象とした講座の実施する一時保育で活用させていただきます。本当にありがとうございました。

なお、収納スペース等の都合により、今回の奇贈受付は終了します。

**公証制度のご案内
～遺言や契約は公正証書で～**

公証役場では、法務大臣に任命された公務員である「公証人」が、遺言や各種契約(金銭貸借、不動産貸借、養育費、財産分与等)の公正証書を作成したり、会社設立の際の定款に不備がないかどうか審査して認証をしたり、文書の存在を証明する確定日付の付与その他様々な法的手続きをしています。

最近特に関心が高まってきたのが、任意後見契約と遺言です。判断能力が衰えたときの自分の財産の管理や医療・介護等の手続きを自分が頼みたい人に引き受けてもらって、おくのが任意後見契約であり、残した財産をどのように相続させるかを書面にしておくのが遺言です。

自分の死後に、大切な財産を有効に活用してもらったためや、相続人間の争いを防ぐためには、自分の考えたとおりの遺言をしておく必要があります。特に、農業や商業の後継者を定めた場合、親族関係が複雑な場合、所在不明の相続人がいる場合、病气や身体障害のため将来の生活に不安のある子に財産を残したい場合、夫婦に子供がいない場合などは、遺言が必要です。

遺言書にはすべて自分で作成する自筆遺言証書がありますが、法律で決められた要件をどれ一つでも守られていないと効力がないこと、相続開始後の家庭裁判所の検認手続きが必要なこと、保管や筆跡の確認などが面倒であることといった難点があります。他

方、公正証書による遺言には、書類にする前に公証人のアドバイスを受けられること、信託性が極めて高いこと、証書の保管を無料でしてもらえ、家庭裁判所の検認手続きが不要であること、身体に障害がある方でも利用できることといった多くの利点があります。法令で定められた手数料が必要なこと、作成のため公証役場に出かけなければならぬことといった負担はありますが、安全・確実・便利な方法です。

公証役場や証書作成などについての相談は無料ですので、お気軽にお近くの公証役場をご利用ください。

お問い合わせ先

宇都宮公証人合同役場

☎028(624)1100